

水質汚濁に係る環境基準（地下水）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	シス体及びトランス体の和が 0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- (注) 1 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう（定量限界は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及び P C B 0.0005 mg/L）。
- 2 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。
また、アルキル水銀及び P C B については「検出されないこと」をもって環境基準達成と判断する。
- 3 総水銀についての基準の適応の判定は、年間の測定値中で 0.0005 mg/L 以下を越える検体が調査対象検体の 37% 以上である場合を不適とする。（昭和 49 年 12 月 23 日付け：環水管第 182 号）
- 4 カドミウムの環境基準は 0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下へ変更された。（平成 23 年 10 月 27 日付け：環境省告示第 95 号）
- 5 トリクロロエチレンの環境基準値は 0.03 mg/L 以下から 0.01 mg/L 以下へ変更された。（平成 26 年 11 月 17 日付け：環境省告示第 127 号）